

## 特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名

農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書

評価実施機関名

農水産業協同組合貯金保険機構

提出日

令和7年12月3日

概要説明日

令和7年12月17日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 特定個人情報ファイル(名寄せ検証用データ)	5
○ 特定個人情報ファイル(本人確認情報照会結果ファイル)	12
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	19
○ 総評	20
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項	20

## 全体的な事項

※評価実施手続に関する事項及び特定個人情報  
ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、農水産業協同組合貯金保険機構(以下「貯金保険機構」という。)が農水産業協同組合貯金保険法(以下「貯金保険法」という。)による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	破綻処理業務システムのクラウド基盤への移行は令和8年1月以降に予定しており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、貯金保険機構のホームページにて、30日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。 なお、再実施の理由については、破綻処理業務システムをクラウド基盤へ移行するものであるが、当該内容についても求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	問題は認められない	貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務における番号制度への対応は、業務部が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。	
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。  3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。  4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.3  P.3～P.4  P.3～P.4	I 1. ②  I 2. ②  I 2. ③	問題は認められない  問題は認められない  該当なし	貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。  また、別添1の事務の内容において、破綻組合等から提出される電子記録媒体により個人番号を入手し、破綻処理業務システムに登録する等、事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されている。
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。  6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.4	I 4. ①  I 4. ②	問題は認められない  問題は認められない	特定個人情報ファイルを利用することにより、貯金者等情報に係る確認作業の負担が軽減し、組合破綻時における貯金等の払戻しの円滑化に繋がることが期待されるメリット等についても幅広く具体的に記載されている。
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.6～P.10	I (別添1)	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
(9)特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	—	—	P.22 ～ P.37  III、IV	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかが具体的に記載されている。
(10)特定されたリスクを軽減するために講すべき措置についての記載は具体的か。	⑨特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.37  IV 1. ①	問題は認められない	自己点検については、貯金保険機構個人情報管理規程に基づき、保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)の点検を行うこと、情報セキュリティに関する規程に基づき、情報セキュリティ対策の自己点検を実施していること、自己点検の結果、全体として遵守率が低かった項目については、職員への注意喚起、研修内容への反映を行い、貯金保険機構全体として改善を図っていること等が具体的に記載されている。
(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	P.37  IV 1. ②	問題は認められない	監査については、情報セキュリティに関する規程に基づき、保有個人情報等の管理の状況について財務班担当参事による監査を行うこと、対策推進計画に基づき、情報セキュリティ関連規程遵守状況についての監査及び情報システムの脆弱性診断を実施していること等が具体的に記載されている。
		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.37  IV 2.	問題は認められない	従業者に対する教育・啓発については、貯金保険機構個人情報取扱規程に基づき、保有個人情報等の保護制度の体系、最近の漏えい等事案等に関して全職員に研修資料を配付し読了報告を行わせる教育研修を実施すること、情報セキュリティに関する規程に基づき、毎年度、情報セキュリティ対策の教育に関する実施計画を立て、標的型攻撃に対するメール訓練や新規着任時の研修を行っていること等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.39  VI 2. ⑤	問題は認められない	寄せられた意見はなかったことが記載されている。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—	—	—	表紙 問題は認められない	貯金保険機構は、貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報保護関係法令を遵守し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

特定個人情報ファイル  
(名寄せ検証用データ)

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱い、プロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	<p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p> <p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p> <p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p> <p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p> <p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p> <p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p> <p>14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p> <p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与える決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p> <p>16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。</p> <p>17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p> <p>18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。</p> <p>19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。</p> <p>20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。</p> <p>21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。</p> <p>22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。</p> <p>23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。</p>	P.11 P.11 P.12 P.12 P.12 P.12 P.12 P.12 P.13 P.13 P.13 P.14 P.14 P.15 P.15 P.15	II 2. ③ II 2. ④ II 3. ④ II 3. ⑤ II 3. ⑥ II 3. ⑧ II 3. ⑧ II 4. ② II 4. ⑤ II 4. ⑧ II 5. ② II 5. ② II 6. ① II 6. ② II 6. ③	問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	<p>特定個人情報の使用目的として、組合が破綻した場合の名寄せを行うこと、組合の破綻処理時の円滑な名寄せを確実なものとするため、平時のシミュレーションテストにおいても、個人番号を含む名寄せ用データの提出を受け、名寄せ処理を行った上で、貯金保険機構指定フォーマットの掲載データに係る検証を行うことが具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の保管・消去について、特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されること、クラウド上に保存されている特定個人情報は、組合の破綻処理事務等の観点から保有の必要がなくなった時点で、システム管理者が消去すること、クラウド事業者は、貯金保険機構の業務データにアクセスできないよう制御されているため、クラウド事業者が特定個人情報を消去することはないこと、組合から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体は、当該組合の破綻処理事務等の観点から保有の必要がなくなった時点で、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にすること等が具体的に記載されている。</p>

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない  目的外の入手が行われるリスク対策として、貯金保険制度の対象組合が保有する名寄せ用データを、破綻組合等から提出を受けるものであり、これ以外に入手する経路はないため、対象者以外の情報を入手することはないこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない  入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、破綻組合等が電子記録媒体を持ち込む際は、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用して、セキュリティ便等により搬送すること、授受簿により電子記録媒体の授受を管理することが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.22	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するため講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要なない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要なない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.24	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	III 4. 情報管理体制	該当なし
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	III 4. 閲覧者の制限	該当なし
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	III 4. 記録	該当なし
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するため講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	III 4. 提供ルール	該当なし
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	III 4. 消去ルール	該当なし
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	III 4. 委託契約書中の規定	該当なし
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	III 4. 再委託	該当なし
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.25	III 4. その他のリスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.26	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切となるないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28  III 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28  III 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	物理的対策として、特定個人情報を保管するサーバ機器は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築し、専門スタッフや監視カメラによる監視のほか、認可された者だけが入退出できるよう生体認証によるアクセス制限など、適切な入退室管理策を行っていること、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしていること、端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置を設置し、部外者の侵入を防止すること、電子記録媒体の読込装置は、貯金保険機構の業務区域内に入室管理を行う専用の部屋に設置すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29  III 7. リスク1: ⑨	該当なし	
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29  III 7. リスク1: ⑨	該当なし	技術的対策として、破綻処理業務システムの各端末・装置は、ユーザーIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとすること、破綻処理業務システムは仮想端末経由で利用するため、実行・監視装置及び端末装置にはデータが保存されないこと、クラウドサービス事業者は貯金保険機構のデータにアクセスできないよう制御されていること、事前に許可をされていない装置等については、貯金保険機構のネットワークに接続できないように措置を講じること、名寄せ検証用データへのアクセスについては、取扱者をシステム管理者のみに限定すること、システム管理者のアクセスについて、履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックすること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29  III 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29  III 7. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、機密レベルに応じた確実なデータ消去(クリア、ページ、破壊)を実施すること、破綻組合等から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29  III 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.29  III 7. その他のリスク	問題は認められない	

特定個人情報ファイル  
(本人確認情報照会結果ファイル)

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	<p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p> <p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p> <p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p> <p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p> <p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p> <p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p> <p>14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p> <p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与える決定を行った場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p> <p>16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。</p> <p>17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はどのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p> <p>18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。</p> <p>19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。</p> <p>20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。</p> <p>21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。</p> <p>22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。</p> <p>23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。</p>	P.16 P.16 P.17 P.17 P.17 P.17 P.17 P.17 P.18 P.18 P.18 P.19 P.19 P.20 P.20 P.20	Ⅱ 2. ③ Ⅱ 2. ④ Ⅱ 3. ④ Ⅱ 3. ⑤ Ⅱ 3. ⑥ Ⅱ 3. ⑧ Ⅱ 3. ⑧ Ⅱ 4. ② Ⅱ 4. ⑤ Ⅱ 4. ⑧ Ⅱ 5. ② Ⅱ 5. ② Ⅱ 6. ① Ⅱ 6. ② Ⅱ 6. ③	問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 問題は認められない 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし 該当なし	<p>特定個人情報の使用目的として、組合が破綻した場合の名寄せを行うことが具体的に記載されている。</p> <p>特定個人情報の保管・消去について、施錠管理されたサーバルームに設置するサーバラック内の住基ネット接続サーバ機器に保存し、管理すること等が具体的に記載されている。</p>

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するためには講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない
		31. 特定個人情報の入手において、他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.30	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するためには講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要なない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要なない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していくくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.32	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 4. 情報管理体制	該当なし
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 4. 閲覧者の制限	該当なし
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 4. 記録	該当なし
⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するため講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 4. 提供ルール	該当なし
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 4. 消去ルール	該当なし
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 4. 委託契約書中の規定	該当なし
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	III 4. 再委託	該当なし
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.33	III 4. その他のリスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし
		53. 特定個人情報の提供・移転において、他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.33	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし

—

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切となるよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.34	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見	
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、住基ネット接続サーバ機器を設置し、住基ネット端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置のほか、施錠装置、監視設備を設置し、部外者の侵入を防止すること、住基ネットにより入手した特定個人情報ファイルは、施錠管理されたサーバルームに設置するサーバラック内の住基ネット接続サーバ機器に保存し、管理することが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	技術的対策として、住基ネット端末は、ID及び生体認証により操作者を限定していること、インターネットや他のネットワークに接続できない専用端末を使用すること、破綻処理業務システムとは回線で結ばれておらず、名寄せ検証用データにはアクセスできないこと、住基ネットより入手した特定個人情報ファイルには、住基ネット端末管理者以外のアクセスが行えないよう制御されており、不正に複製できない取扱いとすること、住基ネットへアクセスした履歴を住基ネット端末管理者が、必要に応じてチェックすることなどが具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、住基ネットより入手した特定個人情報ファイルを開覧する端末装置にも個人番号が保存されないよう、システム的に制御すること、情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受けること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手順・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.36	Ⅲ 7. その他のリスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査結果	所見
<p>(10)特定されたリスクを軽減するためには講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>74. 貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務を実施するに当たって、破綻処理業務システムにより、基本5情報等を含む特定個人情報を管理する際の特定個人情報が漏えい等するリスクを軽減するための対策が具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.28	III 7. リスク1	<p>問題は認められない</p> <p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに係る物理的対策として、            ・特定個人情報を保管するサーバ機器は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築し、専門スタッフや監視カメラによる監視のほか、認可された者だけが入退室できるよう生体認証によるアクセス制限など、適切な入退室管理策を行っていること            ・利用するクラウドサービスは、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達すること            ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しきれないととしていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p> <p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに係る技術的対策として、            ・クラウドサービス事業者は貯金保険機構のデータにアクセスできないよう制御されていること            ・破綻処理業務システムは、インターネットから直接アクセスができない「閉域ネットワーク」に設置すること            ・破綻処理業務システムは仮想端末経由で利用するため、実行・監視装置及び端末装置にはデータが保存されないこと等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。</p>

## 【総評】

- (1) 貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 名寄せ用データに記録された基本5情報等を含む特定個人情報を入手し、破綻処理業務システムを用いて管理する際のリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

## 【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、破綻処理業務システムを、インターネットから直接アクセスできない「閉域ネットワーク」に設置し、インターネットを通じて情報が流出することがないようシステム面の措置を講じる等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 貯金保険機構の従業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (5) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。